

京都府高等学校体育連盟主催事業における 新型コロナウイルス感染予防対策【専門部ルール】

専門部名： 自転車競技 専門部
策定日： 令和 4 年 4 月 1 日

1、大会開催の専門部独自条件について

- ・ 別紙参照

2、大会参加条件について

- ・ 別紙参照

3、大会当日の検温における発熱者確認時の対応

- ・ 別紙参照

4、大会申込後に出場を辞退する学校（チーム）がでた場合の対応

- ・ 別紙参照

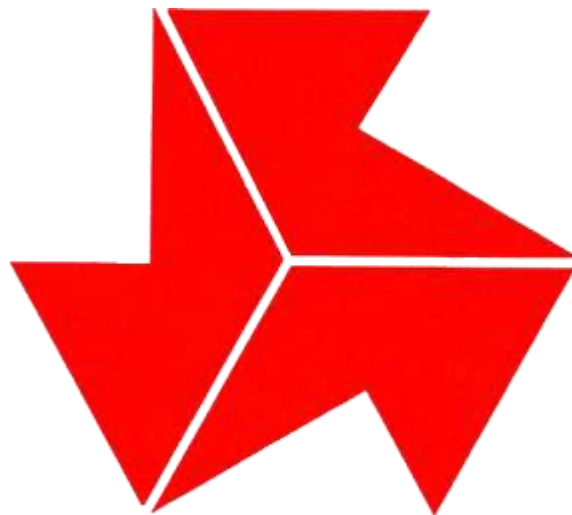
5、学校（チーム）応援者・観客について

- ・ 別紙参照

6、専門部独自の感染症対策について

- ・ 別紙参照

令和4年度
京都府高等学校体育連盟自転車競技専門部
新型コロナウイルス感染症拡大防止対策
ガイドライン



ver.2022-0331

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドライン

1 ガイドライン作成に当たって

- (1) 本ガイドラインの作成に当たっては、国や日本スポーツ協会などが示すガイドライン等、また（公財）全国高等学校体育連盟が示す「全国高等学校総合体育大会実施時における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」、中央競技団体である（公財）日本自転車競技連盟（JCF）が示す、競技特性に応じた対応策の内容を基本として作成する。
- (2) 競技大会の感染症拡大防止対策の作成に当たっては、開催地と当専門部間による連携の下、内容等の整理をする。

2 コロナ禍における大会運営について

- (1) 選手・監督および役員をはじめ大会関係者全員の安心・安全の確保を最優先事項とする。
- (2) 大会実施の決定に際しては、「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策会議」及び（公財）全国高等学校体育連盟等関係機関と綿密な連携の下、後述の開催中止の判断基準をもとに、本専門部が決定する。
- (3) 大会運営に当たっては、開催地自治体（衛生部局等を含む）及び使用する施設等が示す感染症拡大防止対策方針に従うものとする。

※上記（2）の「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策会議」は大会実行委員会、開催県高体連専門部、京都府高体連専門部の三者で構成する。

3 新型コロナウイルス感染症拡大防止の基本行動

- (1) 三つの「密」（密閉空間、密集場所、密接場面）を回避する。
- (2) 身体的距離を確保する。
- (3) 手洗い・手指消毒を徹底する。
- (4) マスクの着用（ただし、熱中症や競技特性に応じた対応に留意する）を徹底する。
- (5) 競技会場及び会議施設等においては定期的な開窓等により換気に留意する。

4 大会の開催可否の判断基準および時期

- (1) 大会の開催可否の判断にあたっては、参加する選手・監督および役員をはじめ大会関係者全員の安心・安全の確保を最優先とする。
- (2) 開催に伴い、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が誘発されたり、地域医療体制に影響が出ることのないようにする。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、以下ア～ウの状況となった場合には、大会実行委員会、京都府高体連専門部など関係団体により大会中止を検討する。
 - ア. 「緊急事態宣言」措置（各県独自の緊急事態宣言等の発令も含む）や「まん延防止等重点措置」が国内全域または開催地域が対象になった場合。
 - イ. 開催地自治体の方針等により大会実施の可否等について検討が必要になった場合。
 - ウ. 上記ア、イ以外の状況において、以下の①～④の場合には中止を検討。
 - ① 辞退者や欠場者、予選未実施等により出場選手予定数の25%の欠員が出た場合

- ② 役員・補助員等の欠員により大会運営に支障をきたす場合
- ③ 感染者の増加や医療機関のひっ迫状況により、開催自治体内の状況が悪化した場合（受け入れ体制が困難となる場合）
- ④ 競技会場が利用できなくなった場合

(4) 開催可否判断の時期

〈開催条件がクリアされていない場合〉

ア. 1ヶ月前以前

（製作物品等発注締切、団体旅行宿泊取消締切）→ 開催中止の決定。

→ 上記基準とともに、新型コロナウイルス感染症拡大の状況と社会情勢を鑑みて、中止を決定する。

イ. 1ヶ月～3週間前まで

→ 上記基準とともに、新型コロナウイルス感染症拡大の状況と社会情勢を鑑みて、中止を決定する

ウ. 3週間～直前 → 全国的状況、開催地（県及び市町）の状況により、中止を決定する。

5 出場選手およびチーム関係者の参加判断基準

(1) チームとは、出場登録選手、監督、引率者およびチームサポートだけでなく、活動や移動行程等を同一とする出場登録選手以外の部員、マネージャーおよびチーム関係者（トレーナー、運転手等）も含む。また個人参加の場合には出場登録選手、監督、引率者など活動や移動行程等を同一とする者を同一チームとみなす。

(2) 感染者、濃厚接触者の定義

① 感染者

医療機関による診断の結果、感染者と判定された者。

なお、感染者発生日とは症状が出始めた日とし、発症日が不明な場合は陽性と判定された検体採取日とする。

② 濃厚接触者

濃厚接触者は所轄保健所の判断による。なお、感染者の発生日とは感染者と接触した日とする。

（接触したが複数ある場合は、大会に最も近い日とする。）

【参考】厚生労働省が示す濃厚接触者の定義（一部抜粋）

感染者と手指消毒など行うことなく触れ合った、もしくは対面で手を伸ばしあったら届くくらいの距離（1m程度）に15分以上いた。

③ 体調不良者

発熱（37.5℃以上）や風邪症状（咳・のどの痛み）、だるさや息苦しさ、味覚や嗅覚の異常など健康チェックシート（専門部HP掲載）のチェック項目のア～クに該当する者。

(3) チーム内に1名以上の新型コロナウイルス感染症対策責任者（監督や引率責任者等）を置くこと。

新型コロナウイルス感染症対策責任者は、開催県高体連専門部、保健所、保護者等との連絡調整を担うとともに、チーム内での感染者対応や感染防止対策徹底の役割を担うこと。

(4) 感染者等が発生した場合の基本的な対応について

全国高体連の新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する基本方針【第3版】（令和3年12月3日時点）

(1) 原則として、大会参加日から大会参加前2週間以内の期間に体調不良者及び濃厚接触者が発生した場合

| 区分 | 体調不良者（非感染者） | 濃厚接触者 | 感染者 | チーム内の他の選手への対応 |
|----------------|-------------------------------|---------------------|---------------------|---|
| 大会参加日 ～2週間前 | 医療機関受診・相談 → 大会本部（実行委員会）に報告 | <u>出場辞退</u> → 報告 | <u>出場辞退</u> → 報告 | 医療機関等の指示を遵守し、参加校の責任において判断する。 専門部の示す感染症防止対策の指示に従う |

※別紙チャートを参照

現在は、厚生労働省が以下のような対処方針を示しています。健康や医療相談の情報 | 厚生労働省 (mhlw.go.jp)

- (1)感染者で症状がある者は、発症日から療養期間（10日間）経過後、かつ症状軽快後72時間経過後、療養解除となる
- (2)感染者で症状がない者は、検体採取日から7日目経過後、療養解除となる
- (3)濃厚接触者は、7日間の自宅待機経過後、待機解除となる

したがって、上記の対処方針のもと、医療機関等の判断により、感染者の可能性が低いことを診断、またはPCR等検査により陰性判定」の場合は、大会に参加することができる。

(2) 大会参加中に体調不良者及び濃厚接触者が発生した場合

| 区分 | 体調不良者（非感染者） | 濃厚接触者 | 感染者 | チーム内の他の選手への対応 |
|-------|-------------------------------|---------------------|---------------------|---|
| 大会期間中 | 医療機関受診・相談 → 大会本部（実行委員会）に報告 | <u>出場辞退</u> → 報告 | <u>出場辞退</u> → 報告 | 医療機関等の指示を遵守し、参加校の責任において判断する。 専門部の示す感染症防止対策の指示に従う |

(3) 大会終了後（2週間以内）に感染者が発生した場合

○感染者が発生した当該学校は、その事実及び保健機関の指示・要請等の必要事項について京都府高体連専門部に報告する。その際の様式は特に定めない。

○京都府高体連専門部は、全国高体連専門部に対し報告書に必要事項を記入の上報告する。

○大会実行委員会は保健所等からの指示・要請に対し適切に対応する。

6 大会関係者の参加判断基

準

- (1) 大会関係者とは、役員、補助員、報道機関、招待者、視察者、競技団体関係者、スポンサー、開催自治体関係者、出店者、観客等、会場に来場する全ての者をいう。なお、大会関係者には出場チームは含まない。
- (2) 大会期間中（公式練習日含む）における感染者、濃厚接触者または感染疑い者は参加を辞退する。
- (3) 大会参加日および大会参加日から大会参加前2週間以内の期間における感染者または濃厚接触者は参加を辞退する。
- (4) 大会参加日および大会参加日から大会参加前3日以内の期間における感染疑い者は参加を辞退する。
- (5) 大会参加の4日前から大会参加前2週間以内の期間における感染疑い者は、体調不調解消後、薬剤を服用しない状態で3日以上経過し、かつ医師により感染者である可能性が低いことを診断された場合（PCR等検査による陰性判定でも可）のみ参加可能とする。
- (6) 大会参加日から15日前以前の期間における感染者、濃厚接触者または感染疑い者は、体調不調解消後、薬剤を服用しない状態で3日以上経過している場合に参加可能とする。
- (7) 接触者（要観察者）については、健康チェックシートのチェック項目に該当しなければ特に制限しない。

7 感染者、濃厚接触者または感染疑い者となった場合の対応

- (1) 全ての大会参加者（出場チームおよび大会関係者を言う、以下同じ）は、大会期間中および大会参加前2週間以内から大会終了後2週間以内までの期間において、新型コロナウイルス感染症を発症した場合は大会実行委員会に対して速やかに報告し、指示に従うこと。
- (2) 全ての大会参加者は、医療機関や隔離施設、宿泊施設、自宅までの移動や輸送について各自の責任で行うこと。特に感染者や濃厚接触者となった場合には公共交通機関やタクシーは利用できないため、移動手段を事前に想定しておくこと。

ア. 出場チーム

チームが参加辞退となった場合や一部選手の検査、療養または帰宅が必要となった場合等の移動手段について、学校関係者、保護者等と事前に検討しておくこと。

イ. 大会関係者

参加辞退となった場合や大会途中で検査、療養または帰宅が必要となった場合等の移動手段について、所属団体、保護者、その他関係者と事前に検討しておくこと。

- (3) 新型コロナウイルス感染症対策責任者は、参加する前に保護者やチーム関係者に対し、感染者等が発生した場合には、付き添いや会場までの迎えが必要となる場合があることを周知徹底しておくこと。

8 大会中止や参加辞退等に伴う経費負担

本基準に基づき大会中止または参加辞退となることに伴い、出場校（選手、監督ほかチーム関係者）や、その他大会関係者が支払うPCR等検査料、治療費、宿舍キャンセル料、交通費などの経費については、負担しない。

9 感染者が出た場合および大会を中止する場合の報道対応

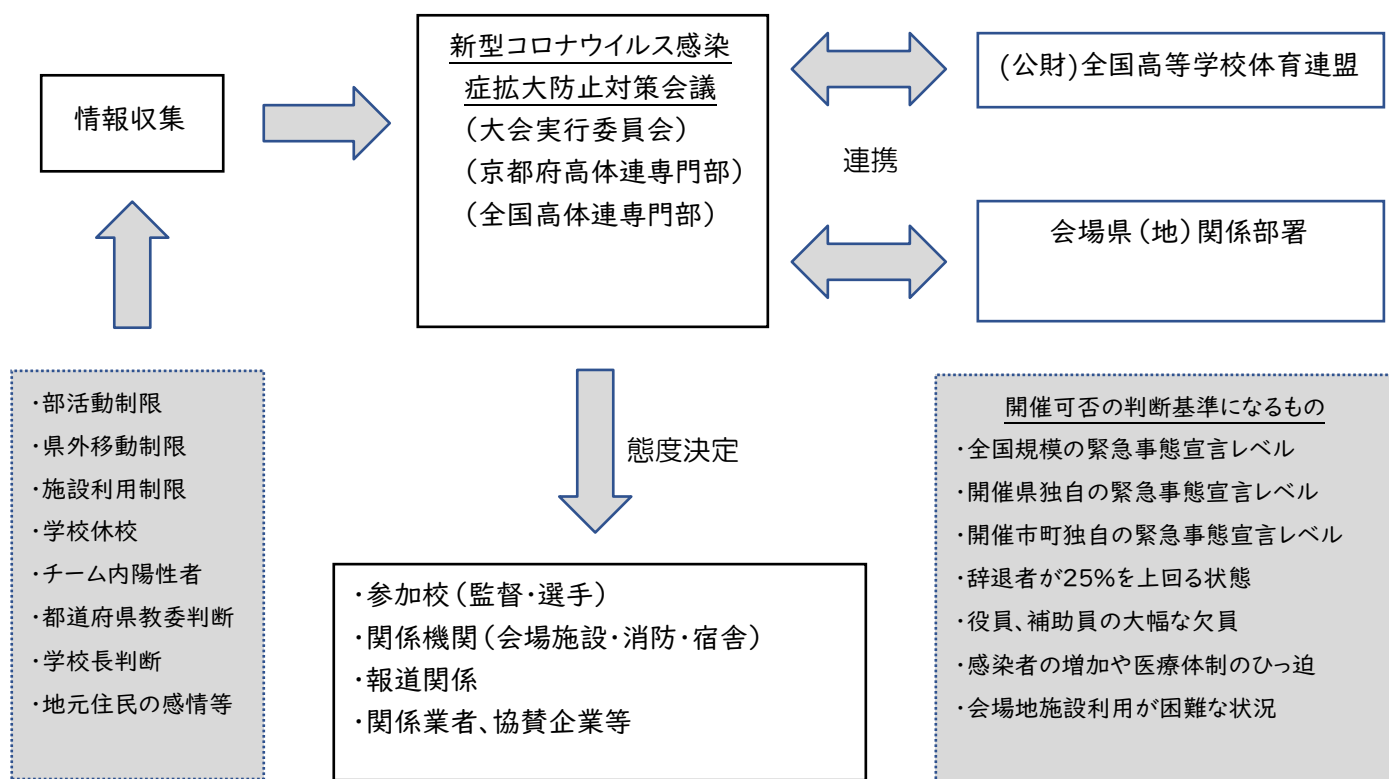
大会参加者の中から感染者が出た場合には、報道発表の方法および内容について、所属校校長および感染者滞在先自治体の保健部局と協議を行う。

大会中止に関する発表については、新型コロナウイルス感染症が原因であっても、前述の協議の後、大会

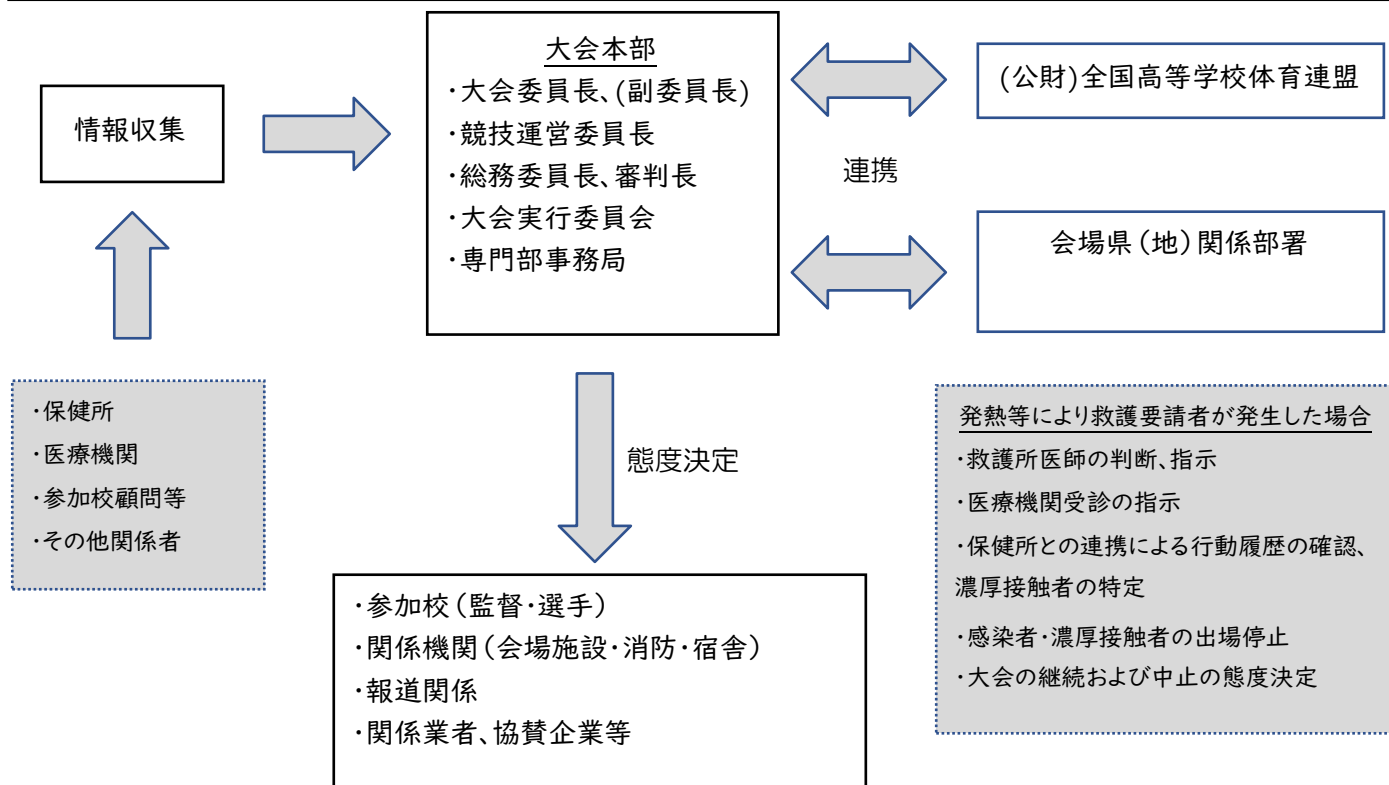
実行委員会が発表する。

(新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応策)

大会前 (1ヶ月～開催直前)



大会期間中に感染者もしくは感染が疑わしい者が発生した場合



大会開催・実施時の感染防止対策チェックリスト（全般的事項）

- 大会参加者は、「健康チェックシート（個人用）」を各競技大会 2 週間前から大会参加終了日までチェックし、「健康状況確認用紙」を大会参加期間中は学校ごとに毎日提出すること。万が一感染が発生した場合に備え、「健康チェックシート（個人用）」の個人の原本について、保存期間（1 ヶ月以上）を定めて保存しておくこと。その際、個人情報の取り扱いには十分注意すること
- 大会役員は、「大会参加同意書（大会役員・競技役員用）」を提出すること
- メディア関係者、視察関係者、所属毎に 2 名以内で、事前に申請した者に限り入場を認める。その際、「大会参加同意書（視察・報道用）」を提出すること
大会参加期間中は「健康状況確認用紙（視察・報道用）」を毎日提出すること。ただし、37.5℃以上の発熱が認められる場合は入場できない。また、選手・監督との接触はできるだけ控え、取材等が必要な場合は、指定されたエリアまたは会場外で必要最小限とする
- 大会実行委員会は万が一感染が発生した場合に備え、大会参加者から提出された「健康状況確認用紙」を、保存期間（1 ヶ月以上）を定めて保存しておくこと。その際、個人情報の取り扱いには十分注意すること
- 参加者に陽性者が確認された場合には、保健所や医療機関の指示に従うこと
- 参加者は、大会終了後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、大会実行委員会に対して速やかに報告すること。大会実行委員会は報告があった場合、関係機関の求めに応じて対応すること

大会開催・実施時の感染防止対策チェックリスト（引率者・監督・選手等①）

参加者が遵守すべき事項

- 参加選手は、大会参加同意書を提出すること
- 会場に入場する際は必ず検温チェックを受け、監督または引率者は「健康状況確認用紙」を提出すること
- 37.5℃以上の発熱や風邪の症状がある場合は入場を取りやめ、医療機関を受診すること
- マスクおよびマスクケースなどを持参し、原則として競技中以外は常に着用すること
- 参加校は感染拡大防止対策として、検温計、消毒用アルコール、手袋等を準備しておくこと
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- 他者との距離は、2mを目安（最低 1m）に確保すること
- 大会中は大きな声での会話および応援はしないこと
- 感染防止のために決められた各種の措置を遵守し、その指示に従うこと
- 大会終了後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、大会実行委員会に対し速やかに報告すること
- 大会中や大会前後のミーティング等においては、三つの密を避けること

参加者の留意点

- 競技の種類にかかわらず、感染予防の観点から周囲の人となるべく距離を空けること
- 運動強度が高い競技の場合は、激しい呼吸となるため、より一層の距離を空けること
- 競技中に唾や痰を吐く行為をしないこと
- タオルの共有をしないこと
- 飲食については、指定場所にて、他者との距離を確保し、黙食をすること

大会開催・実施時の感染防止対策チェックリスト（引率者・監督・選手等②）

競技中の留意点

招集・検車

- 検車は行うが、密集を避けスムーズに検車が済むよう規則違反や不備がないよう準備すること
- ロード競技においては、サインシートを省略し、計測チップの動作確認を受けること。（出走意思の確認とする）

競技前

- スタート前までマスクを着用すること。トラック競技ではインフィールド待機中、ロード競技では原則スタートの5分前まで、原則としてマスクを着用すること（ただし、熱中症や呼吸困難等に注意）
- 取り外したマスクを放置しないよう、マスクケース等を準備しておくこと
- フィジカル・ディスタンスを2m以上確保すること
- 選手控所でウォームアップする際は、選手同士の間隔を十分に取って行うこと
- インフィールドに入る付き添いの人数は、監督の他は原則、選手1名につき1名とする
- インフィールドのテントはウォームアップが必要な選手のみとし、マスク着用して行うこと
- 競走種目のホルダーは各チーム内でマスク着用して行うこと
- チームサポートは選手や機材の接触を極力避け、必要時は手袋着用にて行うこと

競技中

- 選手は唾、痰を吐かないこと
- 選手はタオル、ボトルの共用はしないこと
- 補給にあたってはマスク着用及び手袋着用に心がけ、補給者同士の距離の確保に努め行うこと
- 競技役員・スタッフはマスク着用して業務にあたること
- 監督がインフィールドから指示を行う際は、決められた種目と決められた場所において認めるが、マスク着用のこと

競技後

- 機材等は共用しない。やむを得ず共用する用具については、身体が頻繁に接触する箇所を消毒すること
- ケガや体調不良者に、むやみに接触しないこと
- 落車事故発生時は、感染防止対策として、原則として担当の競技役員・補助員、救護の医師及び看護師が対応にあたるので、指示に従うこと
- 体調異変の際は、大会本部へすみやかに報告すること。

セレモニー

- トラックレースの個人表彰（1位～8位に賞状等）はマスク着用にて参加のこと
- トラックレースの総合表彰式（1位～8位に賞状等）はマスク着用にて参加のこと
- ロードレースの表彰式並びに閉会式へ参加の際は、マスク着用にて参加のこと

大会開催・実施時の感染防止対策チェックリスト（競技役員・運営役員）

- フィジカル・ディスタンスを2m（最低1m）確保
- 役員ミーティングの際はフィジカル・ディスタンスを確保し、マスク着用にて参加
- 執務中はいかなる場合も常にマスクを着用するガイドラインに反する事象や行為に気づいた場合は、直ちに該当の参加者へ注意し本部へ報告
- 検車を行う際は、密集を避けスムーズに検車が済むよう規則違反や不備がないよう事前に周知
- 選手および機材への接触は極力避け、必要時は手袋着用して行う
- ホルダーを行う際はマスクを着用して行う
- 役員は唾や痰を吐かない
- タオルやペットボトル等の共用はしない
- 執務用具等は共用しないこと。やむを得ず共用する用具については、身体が頻繁に接触する箇所を消毒する
- ケガや体調不良者に、むやみに接触しない
- 落車事故発生時は、感染防止対策として、原則は担当の競技役員・救護の医師・看護師等が対応にあたる
- 休憩中や食事中はフィジカル・ディスタンスを保ち、食事は黙食にて摂取する
- 体調異変の際は、大会本部へすみやかに報告する（救護所の医師らの指示に従って適切に対応する）
- トラックレースの個人表彰（1位～8位に賞状等）に参加の際は、マスクを着用して行う
- トラックレースの総合表彰式（1位～8位に賞状等）に参加の際は、マスクを着用して行う
- ロードレースの表彰式並びに閉会式へ参加の際は、マスクを着用して行う
- 全ての表彰に係わるプレゼンターはマスクを着用して行う
- 表彰エリアの人数制限をして、できるだけ密集を避ける

大会開催・実施時の感染防止対策チェックリスト（主催者①）

大会参加者への対応

- 大会実行委員会は、感染防止のため実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理し、チェックリスト化したものを適切な場所（受付場所等）に掲示する
- 大会実行委員会は各項目がきちんと遵守されているか会場内を定期的に巡回・確認する
- 大会参加者から以下の事項を記載した「健康チェックシート」を取りまとめた、「健康状況確認用紙」を学校ごとに大会参加日毎に提出させる

<健康チェックシート各項目>

- 大会当日の体温
- 平熱を超える発熱の有無
- 咳、のどの痛み、風邪症状の有無
- だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）の有無
- 嗅覚や味覚の異常の有無
- 体が重く感じる、疲れやすい等の症状の有無
- 新型コロナウイルス感染症陽性者および濃厚接触者との接触の有無
- 同居家族や身近な者で感染が疑われる方の有無
- 過去 14 日以内に政府からの入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国や地域への渡航または当該在住者との接触の有無

入場時の検温チェック

- 会場へ入場時に検温チェックをし、「健康状況確認用紙」を提出させる
- 発熱や風邪の症状がある場合、入場を取りやめる。来場は控え医療機関の受診を促す

マスク等の準備

- 大会参加者がマスク着用について指導する
- 参加者受付、着替え、表彰式等の競技を行っていない間については、マスクを着用（競技中のマスク着用は大会参加者の判断によるものとする）

大会参加前後の留意事項

- ミーティング等においても、三つの密を避ける
- 会話時にマスクをするなどの感染対策に十分配慮する

当日の参加受付時の対応

- 受付には、手指消毒剤を設置する
- 参加者が距離をおいて並ぶように指示をする
- 受付を行うスタッフには、マスクの着用をさせる
- 発熱や咳や咽頭痛などの症状がある人は入場しないように注意を促す
- 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）や各地域で取り組まれている通知サービス等の活用を促す

大会開催・実施時の感染防止対策チェックリスト（主催者②）

実行委員会が準備すべき事項への対応

手洗い場所

- 手洗い場所には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意する
- 手洗い後に手を拭くため、参加者にマイタオルを持参させる
- 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意する
- ジェットタオルの稼働は停止する
- 更衣室、休憩所、待機スペース等は広さにゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避ける
- 各スペースの広さにゆとりがない場合は、入室する人数に制限をかけるなどの対策を講じる
- 室内またはスペース内での複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等）については、可能な限り消毒をする
- 換気扇を常に回す、換気用の小窓を空けるなど、換気に配慮する

洗面所・トイレ

- 洗面所やトイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、トイレのレバー等）については、可能な限り消毒する
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する
- 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意する
- 手洗い後に手を拭くため、参加者にマイタオルを持参させる
- ジェットタオルの稼働は停止する飲食等について
- 参加者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛ける
- 飲料については、ペットボトル・ビン・缶・使い捨て紙コップを使用し、共用しないよう促す
- 屋内を使用する場合は、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行う
- 換気設備を適切に稼働させる
- 定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うゴミの管理
- 参加者にゴミを持ち帰ることを義務付けるとともに、その内容を周知する

大会開催時の感染防止対策チェックリスト（メディアおよび視察関係者）

基本事項

- 大会開催・実施時の感染防止策チェックリスト（参加者向け）の感染防止策を遵守して参加する
- メディアおよび視察関係者の人数は各社・各所属団体で2名以内とする
- 取材・視察の際は、事前に「視察・報道用申請書」を提出し、「大会参加同意書（視察・報道用）」に大会2週間前から大会参加までの体温等を記録し、来場の際に提出する。
- 会場へ入場の際は、検温チェックし、発熱が37.5℃以上および体調不良等が認められる場合は入場できない
- 会場へ入場の際は、受付にて名刺と必要書類を提出し、不備がなければIDカード（メディアは報道用ビブス）を受け取る

取材・視察における留意点

- 選手控所への立ち入りは禁止とする
- フィールド内は許可された区域のみとする
- 選手への取材は、指定された区域で行う
- 取材は一定の距離（2m程度）を確保して行う
- 取材の時間が長ならないように注意する。取材以外のコミュニケーションは控える
- アスリートの写真・動画による性的ハラスメントの防止の取り組みに遵守した取材活動とする

会開催時の感染防止対策チェックリスト（救護要請者への対応）

救護要請者への対応（発熱症状などで救護を要請する者が発生した場合には、以下の手順により対応する）

事象発生 ⇨ 事象報告 ⇨ 救護所連絡 ⇨ 救護所対応 ⇨ 医療機関連絡(連携) ⇨ 救急搬送対応

救護所への誘導

- 会場において、発熱などによる患者が発生し、救護の要請があった場合には、速やかに救護所担当に連絡し、救護所担当の指示に従い対応する。
- スタッフは、救護要請者にマスクを着用させた上、他の競技者と接触しないルートを通り、救護所もしくは専用にした場所（換気されたスペース）に誘導する。

救護要請者への対応

- 救護所担当（医師もしくは看護師）は保護具を着用した上で、救護要請者に対応する。
- 救護所担当は、症状などの聞き取りの結果、新型コロナウイルスに感染している可能性があると判断した場合には、医療機関の受診を促す
- 病状が改善しない場合には、救急搬送の依頼を行う。このとき、会場内での行動や同行者および接触者等の有無を可能な限り聞き取る。
- 患者の移動（病院もしくは救急車）の際には、救護所等から出口まで、人の少ないルートで移動させる
- 提携医療機関への受診や救急搬送を行う場合には、患者に同伴者がいる場合は同行させる。

連絡・連携

- 提携医療機関や保健所、消防機関等との連携により、円滑な対応ができるように連携を行っておく。

消毒

- 救護要請者の会場内の行動履歴に基づき、必要と判断した場所を消毒する。
- 消毒にあたる者は、保護具を着用して実施することとし、消毒に要した保護具は、通常のゴミとは分別して廃棄する。

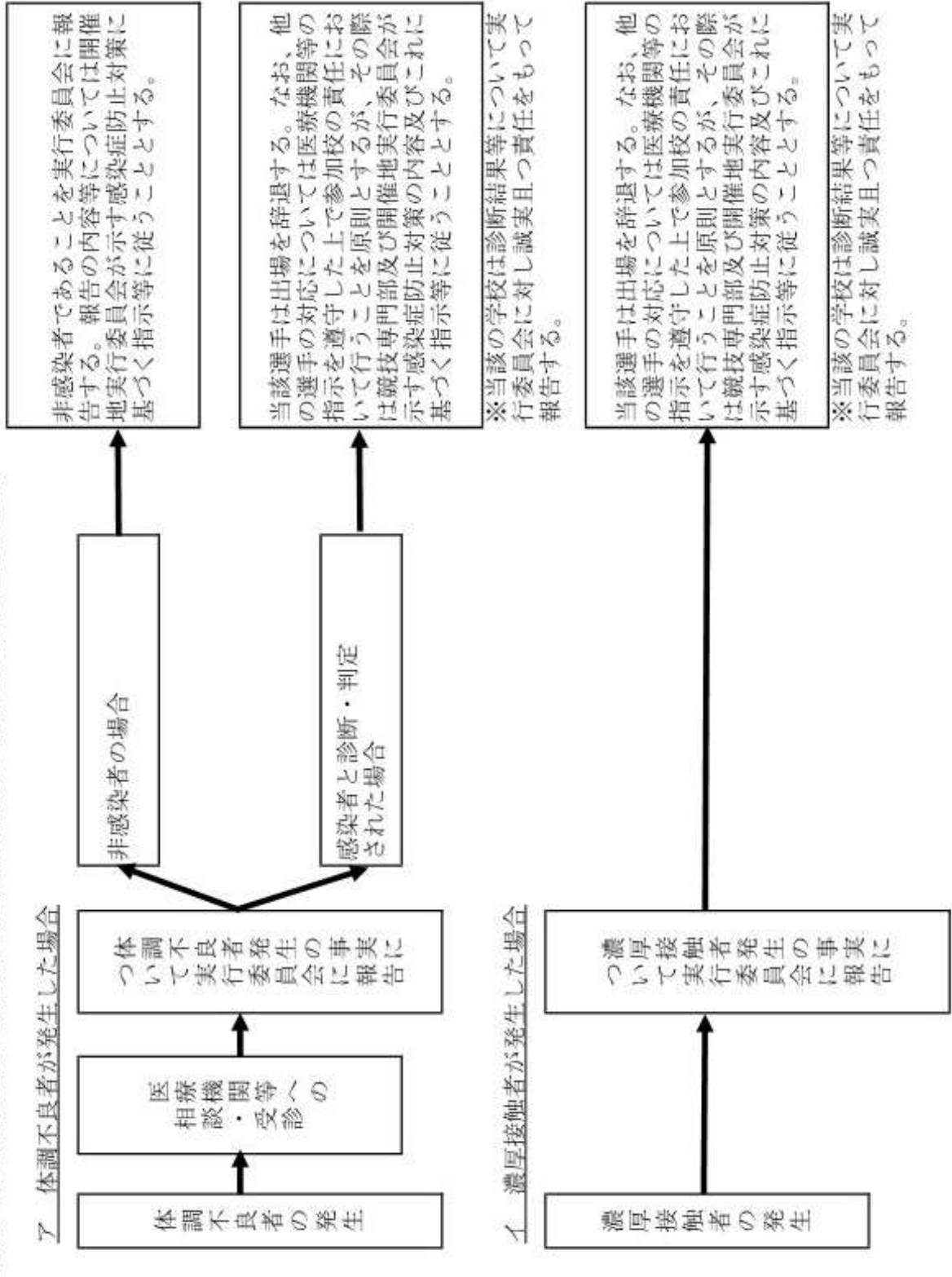
<救護要請者の定義について>

少なくとも以下のいずれかに該当する場合

- 呼吸困難（息苦しさ）、倦怠感（強いだるさ）、高熱等の症状のいずれかがあると、本人からの申し出があった場合
- 上記以外で発熱や咳などの風邪症状が4日以上続くとの申し出があった場合（解熱剤などを飲み続けなければならない場合も同様。ただし、原則このような症状の場合は、会場入場時にスクリーニングにより入場はできないものである）

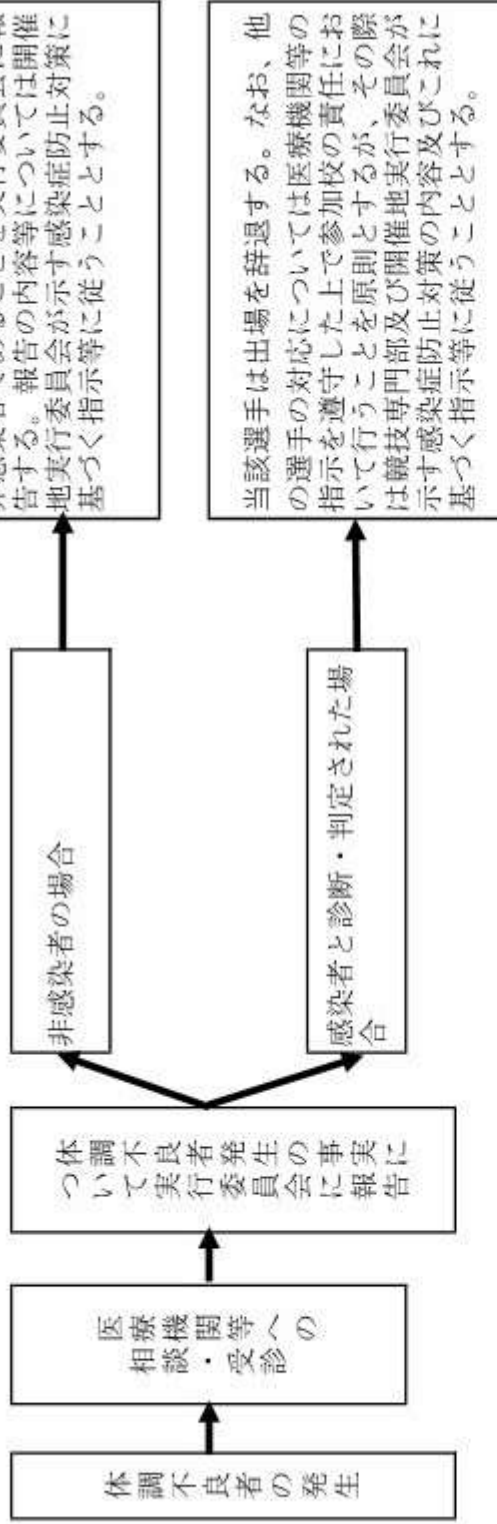
4 感染者等が発生した場合の基本的な対応について

(1) 競技開始前2週間の間に体調不良者及び濃厚接触者が発生した場合



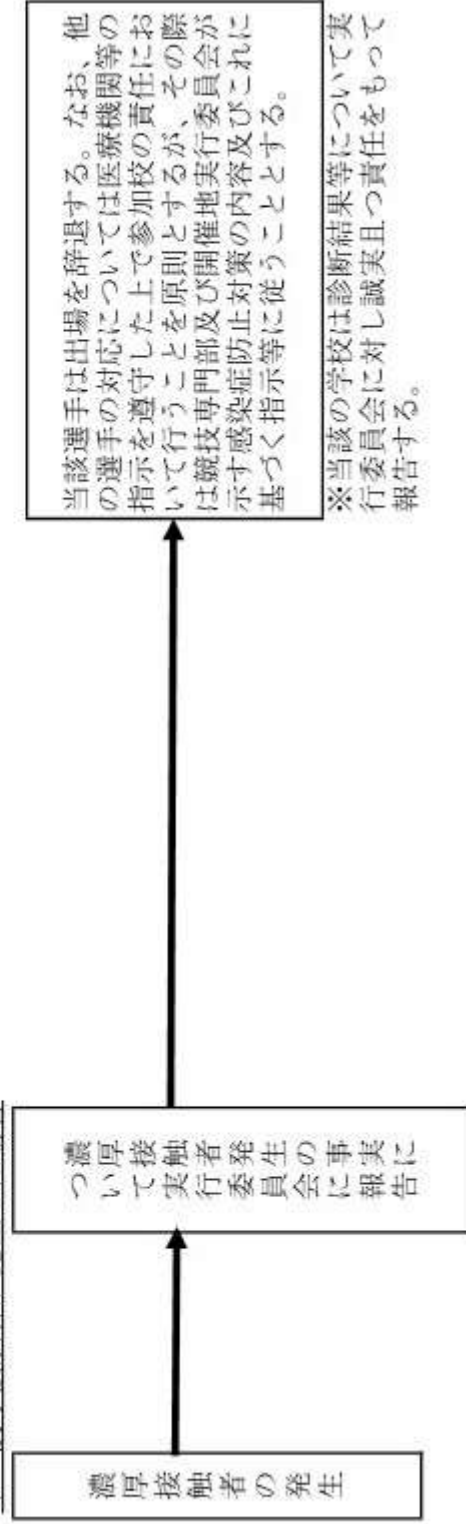
(2) 競技期間中に体調不良者及び濃厚接触者が発生した場合

ア 体調不良者が発生した場合



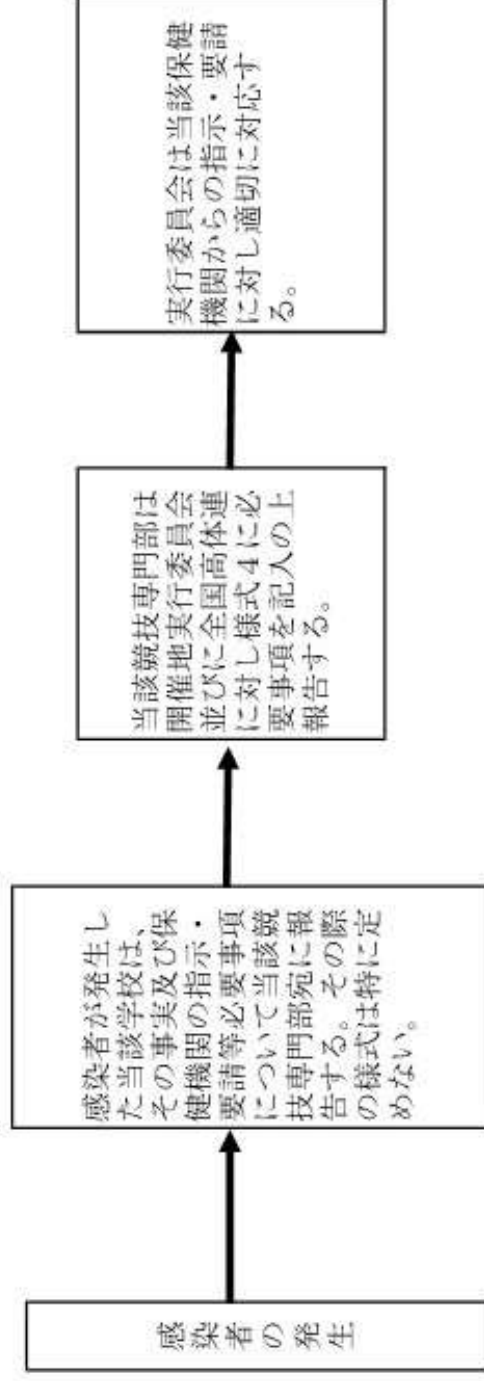
※当該の学校は診断結果等について実行委員会に対し誠実且つ責任をもって報告する。

イ 濃厚接触者が発生した場合



※当該の学校は診断結果等について実行委員会に対し誠実且つ責任をもって報告する。

(3) 競技終了後（2週間）に感染者が発生した場合



(4) 補足事項

- ① 「体調不良者発生の事実について実行委員会に報告」 → 「様式2」を用いて実行委員会に報告するが体調不良者が発生するたびに報告する必要はない。
- ② 大会期間中の（様式2）の提出 → 提出日は各参加校の競技日とする。
- ③ 大会期間中の報告先 → 当該競技の開催市町実行委員会とする。
- ④ 競技大会前2週間において感染者が発生した場合 → 直ちに開催市町実行委員会に対してその旨を報告する。
その際の様式は特に定めがない。